

# 地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

瑞穂町長 あて

住所  
届出者 氏名  
電話

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更  
建築物の建築又は工作物の建設  
建築物等の用途の変更  
建築物等の形態又は意匠の変更  
木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

### 記

- 1 行為の場所 瑞穂町
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積			m <sup>2</sup>	
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種類	(建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)			
	(ロ) 設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計
		① 敷地面積			m <sup>2</sup>
		② 建築又は建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		③ 延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		④ 高さ	地盤面から		m
		⑤ 用途			
⑥ 垣又はさくの構造					
(3) 建用建築物等の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	m <sup>2</sup>			
	(ロ) 変更前の用途				
	(ハ) 変更後の用途				
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5) 木竹の伐採	伐採面積			m <sup>2</sup>	

- 備考 1 届出者が法人である場合には、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。  
 3 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一つの届出書によることができる。